

平成20年度普通会計決算状況について

1 決算規模

本県財政は、三位一体改革による地方交付税総額の大幅削減等の歳入環境の劇的変化や、社会保障関係費等の義務的経費の増加等により、厳しい財政運営を強いられており、財政改革プランや行政改革大綱に基づく財政健全化への取組みを徹底・加速してもなお財源不足額の大幅な拡大を余儀なくされている。一方で、平成16年度にスタートさせた財政改革プランについては、平成20年度が最終年度となることから、平成20年度当初予算の編成に当たっては、「元金ベースでのプライマリーバランスの黒字化」と「拡大基調で推移している財源不足額（基金取崩額）の圧縮」を目標に掲げ、平成21年度以降の財政健全化に向け、しっかりとした土台づくりに努めることとし、身の丈すなわち財政力に見合った歳出規模への改革や、人件費や公債費の抑制による義務的経費の改革等に取り組むとともに、本県が目指す「生活創造社会」へのステップアップに向け、施策の選択と重点化に取り組んだところである。

こうしたことから、平成20年度の普通会計の決算額は、

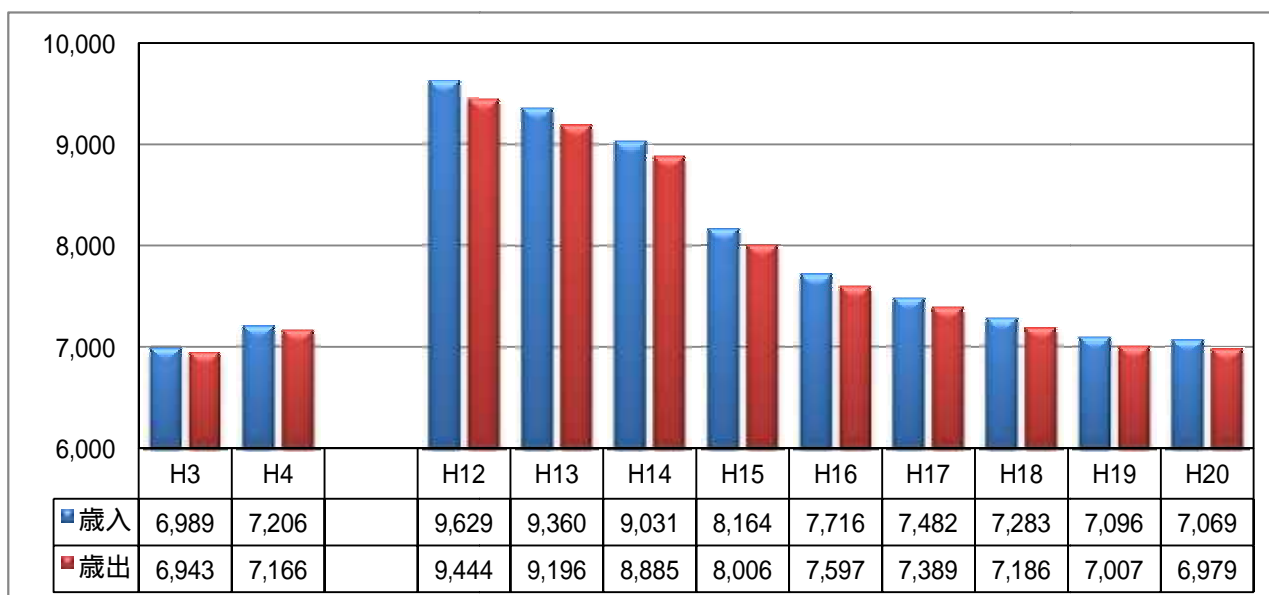
歳入 7,068億8,955万7千円（前年度 7,096億4,474万7千円）

歳出 6,978億8,803万2千円（前年度 7,006億6,744万6千円）

と、前年度に比べて歳入及び歳出ともに0.4%（歳入 27億5,519万円、歳出 27億7,941万4千円）の減となり、8年連続で前年度決算額を下回ることとなった。なお、歳出決算額は、平成3年度以来の6,000億円台となった。

〔歳入・歳出決算額の推移〕

（単位：億円）



歳入、歳出ごとの主な増減要因は次のとおりである。

歳入において、地方税は、所得税から個人住民税への税源移譲の平年度化等により個人県民税所得割が4.6%の増（+14.0億円）、核燃料物質等取扱税が25.0%の増（+22.6億円）となったものの、軽油引取税が13.8%の減（-22.8億円）、法人事業税が5.8%の減（-17.7億円）、地方消費税（清算後）が4.2%の減（-12.0億円）となったことなどにより、地方税全体では2.2%の減。

地方特例交付金等は、減収補てん特例交付金及び地方税等減収補てん臨時交付金の創設等により147.6%の増。

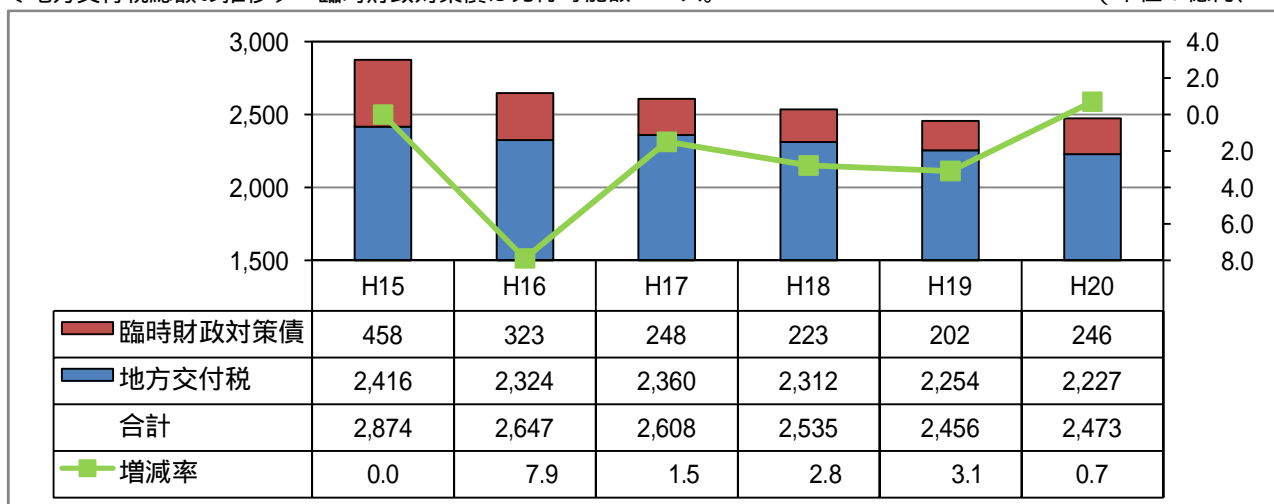
地方交付税は1.2%の減（臨時財政対策債は21.8%の増、両者の合計では0.7%の増（平成15年度以来の増））。

国庫支出金は国補正との関連等により9.2%の増。

地方債は、臨時特例的なつなぎ財源である地方再生対策費・臨時財政対策債の創設等により0.3%の増。

以上により、歳入全体では0.4%の減となったものである。

〔地方交付税総額の推移〕 臨時財政対策債は発行可能額ベース。 (単位：億円、%)



歳出において、義務的経費は、扶助費が生活保護費の増等により4.0%の増、公債費が臨時財政対策債に係る元利償還金の増等により1.1%の増となったものの、人件費が、退職者数の増により退職手当は増となった一方で、定員適正化の着実な実施による職員数の減等により2.1%の減となったことから、義務的経費全体では0.7%の減。

投資的経費は、普通建設事業費が1.8%の減（補助事業費は5.3%の減、単独事業費は東北・北海道新幹線鉄道整備事業費負担金の増等により5.9%の増）、災害復旧事業費が54.9%の減となったことから、投資的経費全体では4.7%の減。

その他の経費は、補助費等が後期高齢者医療制度開始により国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費が増となったものの、選挙関連経費及び地方消費税交付金の減等により1.5%の減、積立金が国補正関連によりふるさと雇用特別対策基金積立金の増等により321.8%の増となったことなどから3.7%の増。

以上により、歳出全体では0.4%の減となったものである。

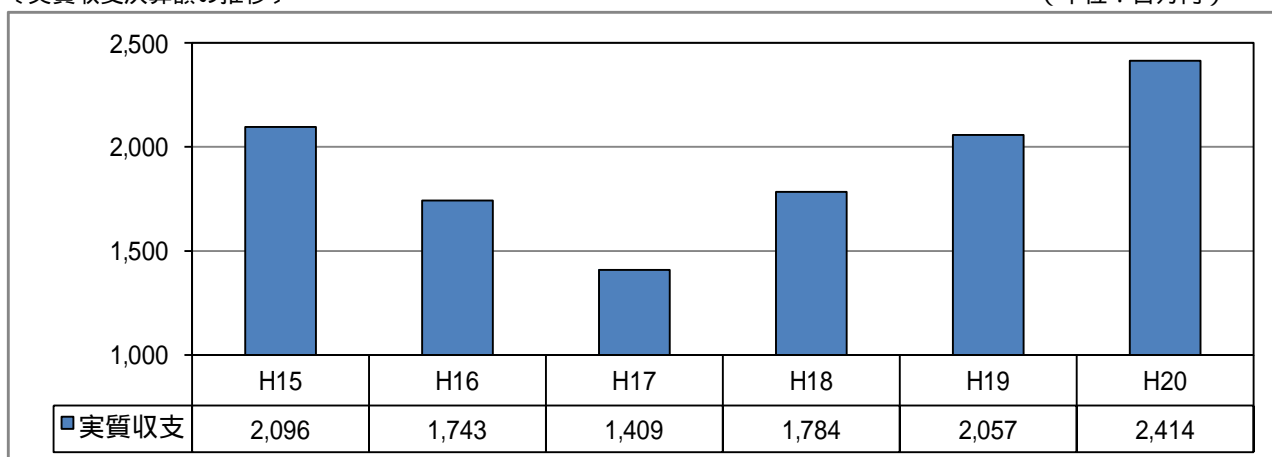
## 2 決算収支の状況

### (1) 実質収支

平成20年度における歳入歳出差引額（形式収支）は、90億152万5千円の黒字。この形式収支から翌年度に繰り越すべき財源65億8,768万9千円を控除した実質収支は、24億1,383万6千円の黒字。（財源不足に対応し、163億円余の基金取崩しを行っている。）

〔実質収支決算額の推移〕

（単位：百万円）



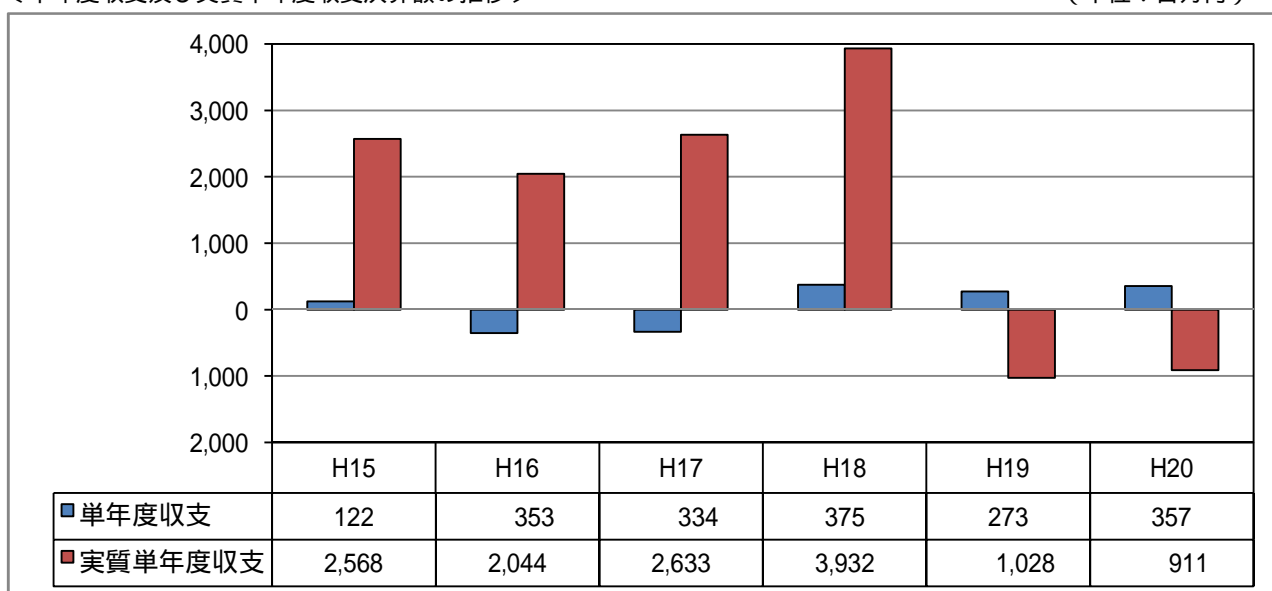
### (2) 単年度収支及び実質単年度収支

平成20年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、3億5,666万2千円の黒字。

平成20年度における実質的な黒字要因である財政調整基金への積立額5,365万3千円及び未償還元金の繰上償還額1億7,866万5千円、実質的な赤字要因である財政調整基金取崩額15億円を調整した後の実質単年度収支は、9億1,102万円の赤字。

〔単年度収支及び実質単年度収支決算額の推移〕

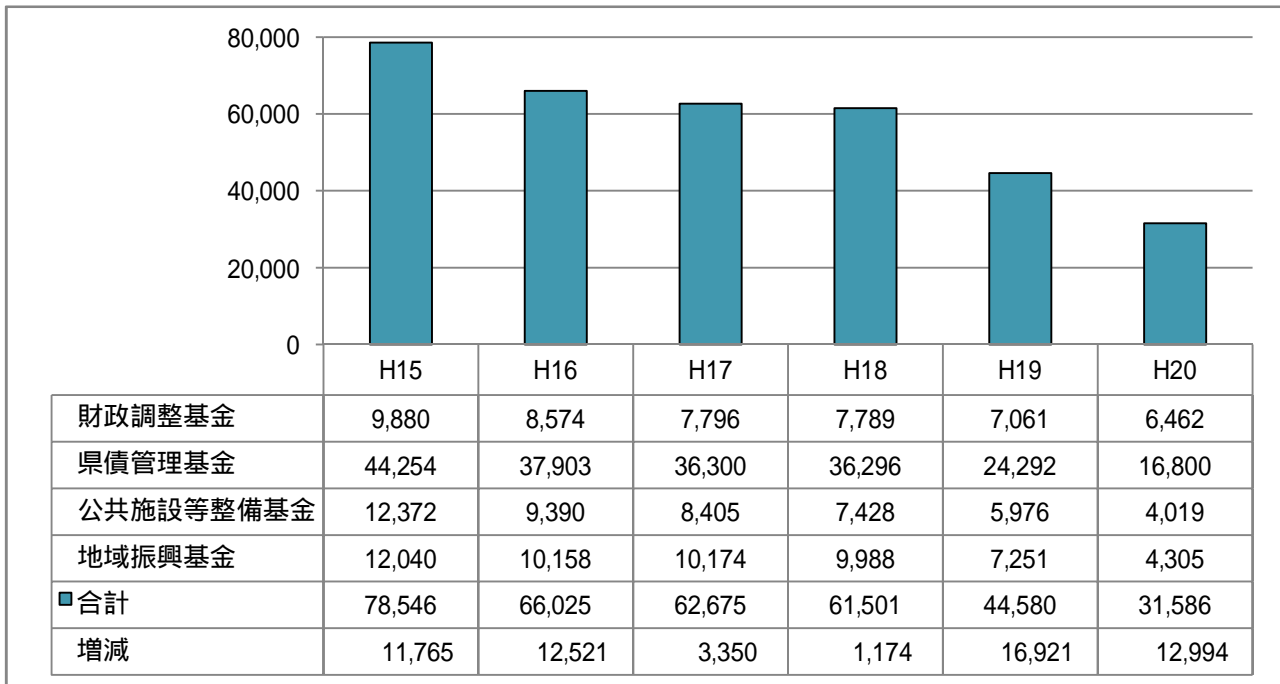
（単位：百万円）



(参考)

〔基金残高の推移〕

(単位：百万円)



### 3 財政指標等の状況

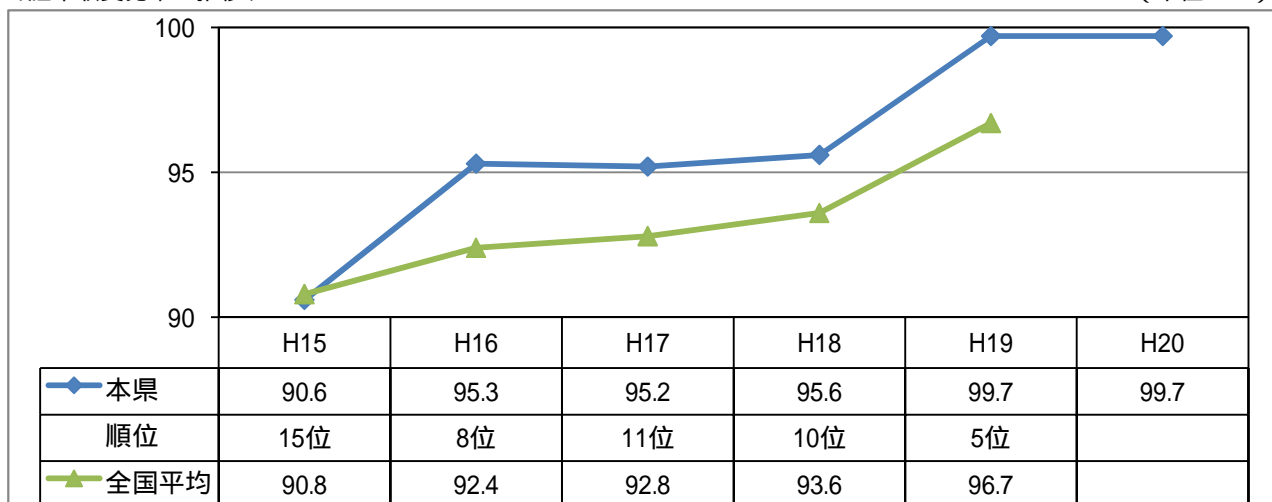
#### (1) 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を測る指標である経常収支比率は、99.7%と平成19年度と同率。

これは、分母となる「経常一般財源等総額」では、地方税の大幅減等の悪化要因があったものの、分子となる「経常経費充当一般財源等」では、公債費（繰上償還除き）、補助費等（社会保障関係費等）が増となる中であって、定員適正化の着実な実施等により人件費が減となる等の改善要因があったことにより、前年度の水準を維持。

〔経常収支比率の推移〕

（単位：％）



表中の順位は、高い方からの全国順位である。

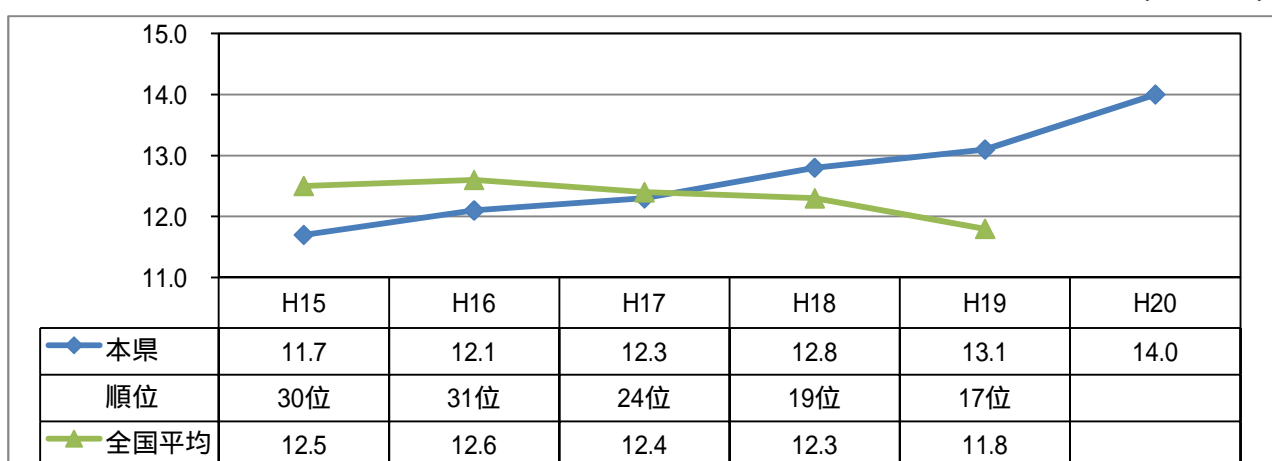
#### (2) 起債制限比率

地方債の許可制限のために総務省の地方債許可方針において定められていた指標であり、当分の間は、実質公債費比率と併せて、地方債の発行に係る指標の一つとして用いられることとなっている。

平成20年度は14.0%と、平成19年度の13.1%から0.9ポイント増加。

〔起債制限比率の推移〕

（単位：％）



表中の順位は、高い方からの全国順位である。

### (3) 健全化判断比率及び資金不足比率

#### 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等（一般会計と普通会計に属する特別会計）における実質赤字額（実質収支における赤字額）の標準財政規模に対する比率である。

平成20年度の実質収支は黒字であり、平成19年度に引き続き実質赤字はない。

#### 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等に病院事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業特別会計、港湾整備事業特別会計及び駐車場事業特別会計の赤字額を加えたものである。

いずれの会計についても赤字額はなく、平成19年度に引き続き連結実質赤字はない。

#### 資金不足比率

資金不足額の事業規模に対する割合であり、病院事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業特別会計及び港湾整備事業特別会計が対象となる。

いずれの会計についても赤字額はなく、平成19年度に引き続き資金不足はない。

#### 実質公債費比率

平成20年度の本県の実質公債費比率は16.6%と平成19年度の15.8%から0.8ポイント増加。

これは、分母の基礎となる標準財政規模が増加したものの、分子の基礎となる地方債の元利償還金がそれ以上に大きく増加したことによるものである。

$$\text{実質公債費比率 (3カ年平均)} = \frac{(\text{イ} + \text{ロ}) - (\text{ハ} + \text{ニ})}{\text{ホ} - \text{二}}$$

イ 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）

ロ 地方債の元利償還金に準ずるものの支出の合計額（公営企業債の償還のための繰出金、債務負担行為に基づく支出等）

ハ 特定財源

ニ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額

ホ 標準財政規模

#### 将来負担比率

平成20年度の本県の将来負担比率は233.4%と平成19年度の236.1%から2.7ポイントの減となり将来負担が軽減。

これは、分子（公債費、退職手当等将来的に県が負担する額の合計額）が減となった一方で、分母（標準的な一般財源収入）が増となったことによるものである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{イ} - \text{ロ}}{\text{ハ} - \text{ニ}}$$

- イ 将来負担額の合計額（地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債償還のための繰入見込額、退職手当支給予定額、公社等の負債額、損失補償契約を締結している第3セクター等に対する負担見込額、地方開発事業団に対する負担見込額）
- ロ 将来負担額に充当可能な財源の合計額（基金、特定財源、基準財政需要額算入見込額）
- ハ 標準財政規模
- ニ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額

【健全化判断比率の推移】

（単位：％）

	H19	H20	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	-	3.75	5.0
連結実質赤字比率	-	-	-	8.75	25.0
実質公債費比率	15.8	16.6	+0.8	25.0	35.0
将来負担比率	236.1	233.4	2.7	400.0	-

連結実質赤字比率の財政再生基準は、経過措置により、20～21年度決算 25%、22年度決算 20%、23年度決算 15%となる。

【資金不足比率の推移】

（単位：％）

	H19	H20	増減	経営健全化基準
工業用水道事業会計	-	-	-	20.0
病院事業会計	-	-	-	
下水道事業特別会計	-	-	-	
港湾整備事業特別会計	-	-	-	

各値については、監査委員の審査により今後変動する可能性がある。

(4) プライマリーバランス(元金ベース)

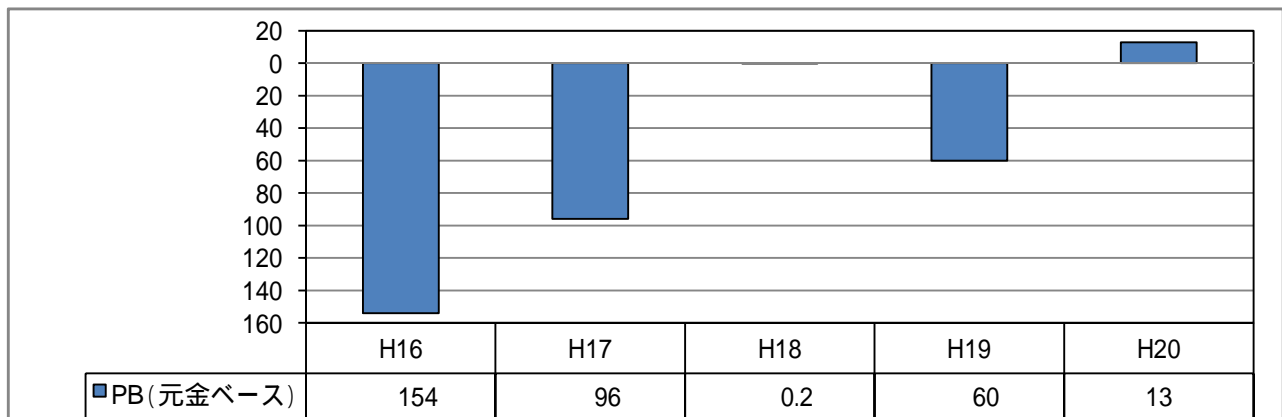
普通会計ベースにおける平成20年度の実質的な元金ベースでのプライマリーバランス(地方再生対策費・臨時財政対策債を除く)は12億7,998万4千円の黒字。

なお、「中期的な財政運営指針」(平成17年10月公表)において平成20年度までの黒字化達成を目指すこととしている一般会計ベースにおける元金ベースでのプライマリーバランスについても、地方再生対策費・臨時財政対策債を除いたベースで21億9,271万円の黒字。

地方再生対策費・臨時財政対策債：56億8,620万円

〔プライマリーバランス(元金ベース)の推移【普通会計ベース】〕

(単位：億円)



特定資金公共投資事業債を除く。

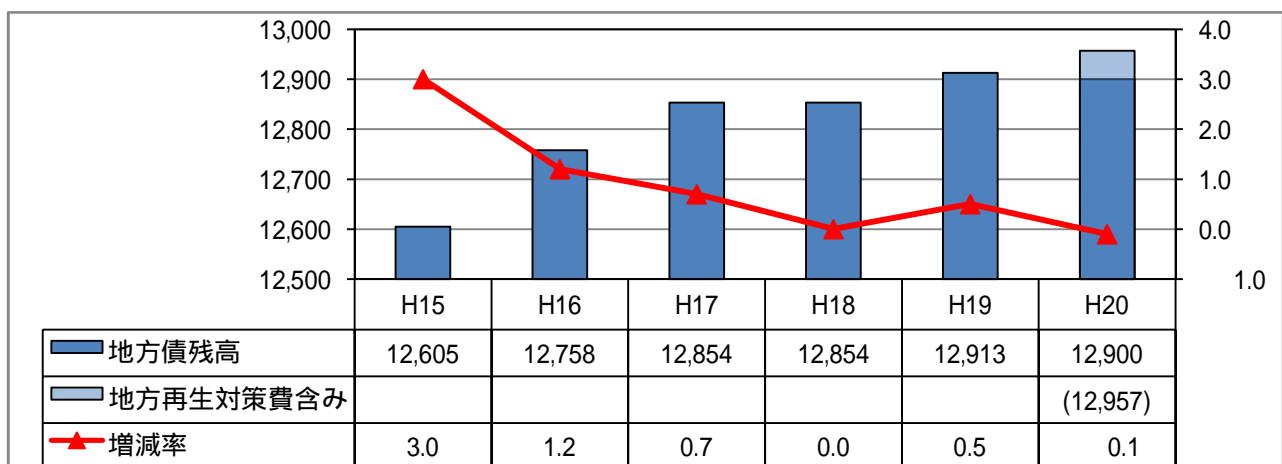
【一般会計ベース】

(単位：億円)

PB(元金ベース)	88	28	23	28	22
-----------	----	----	----	----	----

〔地方債残高の推移【普通会計ベース】〕

(単位：億円、%)



特定資金公共投資事業債を除く。

【一般会計ベース】

(単位：億円、%)

地方債残高	12,470	12,632	12,712	12,735	12,763	12,741
(地方再生対策費含み)						(12,798)
増減率	3.2	1.3	0.2	0.2	0.2	0.2



## 平成18年度～平成20年度 普通会計決算の推移

(単位:千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
歳入総額 A	728,260,295	709,644,747	706,889,557	
歳出総額 B	718,631,670	700,667,446	697,888,032	
歳入歳出差引額 (A - B) C	9,628,625	8,977,301	9,001,525	
翌年度へ繰り越すべき財源 D	7,844,736	6,920,127	6,587,689	
実質収支 (C - D) E	1,783,889	2,057,174	2,413,836	
単年度収支 F	374,965	273,285	356,662	
積立金 G	1,463,184	52,894	53,653	
繰上償還金 H	4,094,092	146,089	178,665	
積立金取崩し額 I	2,000,000	1,500,000	1,500,000	
実質単年度収支 (F+G+H-I) J	3,932,241	1,027,732	911,020	
参 考	標準税収入額 K	134,929,076	138,845,286	138,351,330
	普通交付税額 L	227,878,752	222,037,975	219,226,551
	臨時財政対策債発行可能額 M	22,340,621	20,209,365	24,613,933
	標準財政規模 (K+L+M) N	385,148,449	381,092,626	382,191,814
	実質収支比率 (E/N × 100(%))	0.46	0.54	0.63

標準財政規模に臨時財政対策債発行可能額を加えることとなったことから、正確な実質収支比率の推移を把握するため平成19年度以前の標準財政規模にも臨時財政対策債発行可能額を加えている。

平成20年度決算統計 普通会計歳入・歳出の増減比較

(歳入)

(単位：千円、%)

区 分	平成 20 年度			平成 19 年度		増 減 A-B
	決算額 A	構成比	前年度比	決算額 B	構成比	
1 地方税	151,973,331	21.5	2.2	155,417,685	21.9	3,444,354
2 地方譲与税	3,337,720	0.5	8.9	3,663,393	0.4	325,673
4 地方特例交付金等	2,214,895	0.3	147.6	894,421	0.1	1,320,474
5 地方交付税	222,712,900	31.5	1.2	225,359,153	31.8	2,646,253
6 交通安全対策特別交付金	500,139	0.1	12.1	568,766	0.1	68,627
7 分担金及び負担金	6,839,607	1.0	27.6	9,451,220	1.3	2,611,613
8 使用料	8,531,336	1.2	6.1	9,088,777	1.3	557,441
9 手数料	2,345,391	0.3	4.4	2,453,158	0.3	107,767
10 国庫支出金	119,783,318	16.9	9.2	109,644,964	15.5	10,138,354
12 財産収入	2,290,070	0.3	13.5	2,648,102	0.4	358,032
13 寄附金	148,824	0.0	7.7	161,211	0.0	12,387
14 繰入金	20,036,734	2.8	6.8	21,492,670	3.0	1,455,936
15 繰越金	8,129,262	1.2	8.8	8,909,915	1.3	780,653
16 諸収入	57,145,194	8.1	3.6	59,296,762	8.4	2,151,568
17 地方債	100,900,836	14.3	0.3	100,594,550	14.2	306,286
歳入合計	706,889,557	100.0	0.4	709,644,747	100.0	2,755,190

参考

臨時財政対策債	24,613,900		21.8	20,209,300		4,404,600
地方交付税 + 臨時財政対策債	247,326,800		0.7	245,568,453		1,758,347

(歳出 目的別)

(単位：千円、%)

区 分	平成 20 年度			平成 19 年度		増 減 A-B
	決算額 A	構成比	前年度比	決算額 B	構成比	
一 議会費	1,180,141	0.2	4.4	1,234,448	0.2	54,307
二 総務費	67,140,909	9.6	13.0	59,405,115	8.5	7,735,794
三 民生費	82,376,584	11.8	8.2	76,150,872	10.9	6,225,712
四 衛生費	25,276,658	3.6	4.5	24,181,117	3.4	1,095,541
五 労働費	11,419,997	1.6	573.4	1,695,927	0.2	9,724,070
六 農林水産業費	70,296,411	10.1	6.5	75,179,179	10.7	4,882,768
七 商工費	37,631,958	5.4	12.9	43,224,933	6.2	5,592,975
八 土木費	79,966,225	11.5	11.3	90,128,509	12.9	10,162,284
九 警察費	32,333,211	4.6	1.4	31,896,913	4.6	436,298
十一 教育費	152,118,991	21.8	1.4	154,222,516	22.0	2,103,525
十二 災害復旧費	4,113,000	0.6	54.9	9,113,458	1.3	5,000,458
十三 公債費	117,892,263	16.9	1.2	116,542,671	16.6	1,349,592
十六 利子割交付金	562,661	0.1	9.5	513,888	0.1	48,773
十七 配当割交付金	106,457	0.0	60.7	270,679	0.0	164,222
十八 株式等譲渡所得割交付金	27,766	0.0	74.8	110,035	0.0	82,269
十九 地方消費税交付金	13,093,892	1.9	7.4	14,141,659	2.0	1,047,767
二十 工場地場利用税交付金	128,701	0.0	9.3	141,937	0.0	13,236
二一 特別地方消費税交付金	0	0.0	0.0	0	0.0	0
二二 自動車取得税交付金	2,222,207	0.3	11.6	2,513,590	0.4	291,383
歳出合計	697,888,032	100.0	0.4	700,667,446	100.0	2,779,414

(歳出 性質別)

(単位：千円、%)

区 分	平成 20 年度			平成 19 年度		増 減 A-B
	決算額 A	構成比	前年度比	決算額 B	構成比	
一 義務的経費	334,565,896	48.0	0.7	336,911,950	48.1	2,346,054
1 人件費	200,333,252	28.7	2.1	204,647,458	29.3	4,314,206
うち職員給	147,126,168	21.1	2.9	151,462,529	21.6	4,336,361
2 扶助費	16,404,538	2.4	4.0	15,767,160	2.3	637,378
3 公債費	117,828,106	16.9	1.1	116,497,332	16.6	1,330,774
二 投資的経費	157,253,788	22.5	4.7	165,051,929	23.6	7,798,141
1 普通建設事業費	153,142,516	21.9	1.8	155,938,719	22.3	2,796,203
補助事業費	65,261,582	9.3	5.3	68,885,705	9.8	3,624,123
単独事業費	69,866,451	10.0	5.9	65,958,257	9.4	3,908,194
国直轄事業負担金	17,578,889	2.5	14.5	20,552,286	3.0	2,973,397
同級他団体事業施行負担金	0	0.0	0.0	0	0.0	0
受託事業費	435,594	0.1	19.7	542,471	0.1	106,877
2 災害復旧事業費	4,111,272	0.6	54.9	9,113,210	1.3	5,001,938
補助事業費	4,063,326	0.6	53.4	8,718,197	1.2	4,654,871
単独事業費	33,078	0.0	80.0	165,358	0.0	132,280
国直轄事業負担金	14,868	0.0	93.5	229,655	0.1	214,787
三 その他	206,068,348	29.5	3.7	198,703,567	28.3	7,364,781
1 物件費	24,782,681	3.5	2.7	25,482,764	3.6	700,083
2 維持補修費	5,745,587	0.8	19.1	7,105,320	1.0	1,359,733
3 補助費等	103,916,618	14.9	1.5	105,493,240	15.1	1,576,622
4 積立金	21,322,133	3.1	321.8	5,054,495	0.7	16,267,638
5 投資及び出資金	1,894,466	0.3	2727.4	67,005	0.0	1,827,461
6 貸付金	44,647,709	6.4	12.7	51,162,952	7.3	6,515,243
7 繰出金	3,759,154	0.5	13.3	4,337,791	0.6	578,637
歳出合計	697,888,032	100.0	0.4	700,667,446	100.0	2,779,414

普通会計決算 指標等の前年度比較  
決算関連指標

(単位：%)

	20年度	19年度	増減
経常収支比率	99.7	99.7	0.0
起債制限比率	14.0	13.1	0.9
公債費比率	20.9	20.8	0.1

健全化判断比率 いずれの指標も早期健全化基準に該当しない

	20年度	19年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	-	3.75	5.0
連結実質赤字比率	-	-	-	8.75	25.0
実質公債費比率	16.6	15.8	0.8	25.0	35.0
将来負担比率	233.4	236.1	2.7	400.0	-

連結実施津赤字比率の財政再生基準は、経過措置により、21年度決算 25%、22年度決算 20%、23年度決算～ 15%となる。

資金不足比率 いずれの会計も経営健全化基準に該当しない

	20年度	19年度	増減	経営健全化基準
工業用水道事業会計	-	-	-	20.0
病院事業会計	-	-	-	
下水道事業特別会計	-	-	-	
港湾整備事業特別会計	-	-	-	

**経常収支比率**

地方公共団体の財政構造の弾力性を測る指標で、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）が、人件費・扶助費・公債費などの毎年度の恒常的な支出（経常的支出）にどの程度充当されているかを示す割合。

**起債制限比率**

地方債の許可制限のため総務省の地方債許可方針において定められていた指標で、当分の間は、実質公債費比率と併せて、地方債の発行に係る指標の一つとして用いられることとなっている。公債費に係る交付税措置分を控除したベースでの、標準財政規模（標準税収入額 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額）に占める公債費充当一般財源の割合の過去3年度間の平均値。

**公債費比率**

財政構造の弾力性を判断する指標の一つであり、標準財政規模に占める公債費充当一般財源の割合。

**実質赤字比率**

一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

**連結実質赤字比率**

全会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

**実質公債費比率**

一般会計等が負担する元利償還金や実質的な元利償還金相当額の標準財政規模に対する比率。

**将来負担比率**

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

**資金不足比率**

各公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する割合。

(参考)

平成18年度～平成20年度 一般会計決算の推移

(単位:千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込み)
歳入総額 A	733,606,638	709,552,115	709,335,628
歳出総額 B	728,982,673	705,013,161	704,705,428
歳入歳出差引額(A-B) C	4,623,965	4,538,954	4,630,200
翌年度へ繰り越すべき財源 D	3,186,546	2,842,876	2,543,722
実質収支(C-D) E	1,437,419	1,696,078	2,086,478
単年度収支 F	378,269	636,928	390,400
積立金 G	1,463,184	52,894	53,653
繰上償還金 H	4,094,092	146,089	178,665
積立金取崩し額 I	2,000,000	1,500,000	1,500,000
実質単年度収支(F+G+H-I) J	3,935,545	664,089	877,282

(注)

平成20年度決算の数値は、地方自治法第233条の規定に基づき手続中のものである。

(地方自治法(抄))

第233条 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

(参考)

### 一般会計と普通会計の違いについて

普通会計とは、各地方公共団体間での財政比較や統一的な掌握を目的として、国が定めた地方財政統計上の統一的会計区分であり、公営事業会計以外の会計を総合してひとつの会計としてまとめたものである。

よって、一般会計及び特別会計の中で、公営事業会計に係る全部又は一部の収支を経理している場合においては、これに係る一切の収支は、普通会計から分別して、公営事業会計で経理されたものとして取り扱う必要がある。

また、普通会計に区分される一般会計と特別会計とを単純に加算した際、重複分が生じることから、これを取り除いて普通会計としている。

【会計区分の概念図】

